

地価公示と都道府県地価調査

	令和 8 年地価公示	令和 7 年度地価調査
根 拠 法 令	地価公示法 (昭和 44 年法律第 49 号)	国土利用計画法施行令 (昭和 49 年政令第 387 号)
実 施 主 体	国土交通省土地鑑定委員会	宮 城 県
価 格 の 名 称	公 示 価 格	標 準 価 格
地点(画地)の名称	標 準 地	基 準 地
調 査 対 象 区 域	公 示 区 域 (都市計画区域を有する 33 市町村)	県 内 全 域 (35 市町村)
調 査 方 法	国（土地鑑定委員会）が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 575 地点 (うち、調査休止 10 地点)	宅地及び宅地見込地 390 地点 林地 20 地点 計 410 地点
(全国の調査地点数)	26,000 地点 (うち、調査休止 435 地点)	21,436 地点 (うち、調査休止 11 地点)
価格の判定基準日	令和 8 年 1 月 1 日	令和 7 年 7 月 1 日
公 表	令 和 8 年 3 月	令 和 7 年 9 月